

議提第1号

重層的支援体制整備事業に対する安定的な財政支援の継続を求める意見書について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに霧島市会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月26日提出

霧島市議会議長 徳田 修和 殿

提出者	霧島市議会議員	鈴木てるみ
〃	同	久保 史睦
〃	同	立和田広司
〃	同	木野田 誠
〃	同	川窪 幸治
〃	同	藤田 直仁
〃	同	久木田大和

## 重層的支援体制整備事業に対する安定的な財政支援の継続を求める意見書

国においては、複雑化・複合化した地域住民の課題に対応するため、令和2年度に社会福祉法を改正し、属性を問わない包括的支援を行う「重層的支援体制整備事業」を創設した。本市においても、人口約12万人を抱える中、制度の狭間にある「ひきこもり」「8050問題」「ダブルケア」など、既存の縦割り支援では解決が困難な事案への対応が求められている。こうした課題に対応するため、関係機関が連携する包括的な支援体制の構築を進めてきたところであり、来年度から本事業の実施を予定している。しかしながら、令和8年度予算において本事業に係る補助制度の見直しが検討されているとの報道等もあり、これまで国の方針に沿って体制整備を進めてきた地方公共団体においては、事業の継続や人員配置への影響を懸念する声が広がっている。本事業は、地域共生社会の実現に向けた重要な基盤であり、多機関協働による支援ネットワークの構築や専門人材の確保など、継続的な体制整備が不可欠である。これらの取組が停滞することは、地域福祉の後退を招き、支援を必要とする住民の孤立を深めるおそれがある。よって、国においては、地方公共団体が将来にわたり持続可能な支援体制を維持できるよう、下記事項について必要な措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 安定的な財政措置の継続

令和8年度以降においても、地方公共団体が円滑に事業を継続できるよう、必要かつ十分な財政措置を確保すること。

#### 2. 現場の実態に即した支援策の充実

相談支援に従事する専門人材の確保と雇用の安定を図るとともに、地域の実情に応じた柔軟な制度運用を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月26日

鹿児島県霧島市議会 徳田 修和

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿